官

及び同法を実施するため、植物防疫法施行規則の 平成十二年二月三日部を改正する省令を次のように定める。

> を「協力指示書」に改める。 十三条」を「第六十一条」に改める。 「協力指示書」に改め、都道府県知事を経由して」 第三十八条及び第三十九条中「協力命令書」を 第三十七条 (見出しを含む。)中「協力命令書」 目次中「第六十二条」を「第六十条」に「第六

七十三号)の一部を次のように改正する。

植物防疫法施行規則 (昭和二十五年農林省令第

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令

第六十条とし、第八章中第六十三条を第六十一条 十条第二項中「都道府県知事を経由して」を削る。 第六十条及び第六十一条を削り、第六十二条を 第四十二条、第四十六条、第四十七条及び第五

示する」に改める。 書」に、「基き」を「基づき」に、「命ずる」を「指 第二十四号様式中「協力命令書」を「協力指示 第二十五号様式中「協力命令書」を「協力指示

書」に、「命ぜられた」を「指示された」に改める。 書」に、「命令」を「指示」に、「協力命令を」を「協 力指示を」に改める。 第二十六号様式中「協力命令書」を「協力指示

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

第百五十一号)第二十七条第二項の規定に基づき、行に伴い、並びに植物防疫法(昭和二十五年法律に関する法律(平成十一年法律第八十七号)の施

農林水産大臣 玉沢徳一郎